

副本

平成30年(ワ)第51号 個人情報抹消請求事件

原告 三輪唯夫 ほか3名

被告 国 ほか1名

第 5 準 備 書 面

令和2年5月8日

岐阜地方裁判所民事第2部合議B係 御中

被告国指定代理人

- 岡 部 直 樹
- 平 野 好 史
- 加 藤 政 樹
- 田 畑 宏
- 坂 卷 剛 光
- 加 藤 孝 介
- 樋 口 翔 汰
- 小 出 一 真
- 石 森 光 輝
- 阿 部 俊 之
- 森 達 彦
- 渡 邊 圭

被告国は、本準備書面において、従前の主張を整理し、補充するとともに、原告らの主張に対して必要と認める範囲で反論する。

第1 はじめに

被告国第4準備書面第1（2ページ）で述べたとおり、原告らの被告国に対する請求に係る訴えは、依然として特定されておらず、不適法であり、速やかに却下されるべきである。

また、仮に本案の審理がなされるとしても、原告らの被告国に対する請求は理由がないから速やかに棄却されるべきである。すなわち、原告らはプライバシー権を根拠として、被告国が保有しているとする情報の抹消を請求しているところ、被告国第1準備書面第4の2（5ないし11ページ）で述べたとおり、プライバシー権は国が保管する情報の抹消請求の根拠とはならないし、仮に、プライバシーに関わる事項につき、人格権に基づく抹消請求を認め得る余地があるとしても、以下詳述するとおり、原告らの被告国に対する請求には理由がないことが明らかである。

第2 原告らが抹消を求めている原告らに係る情報について、警察庁警備局が保有しているとの立証がなされていないこと

原告らは、甲第1号証を根拠として、岐阜県警及び警察庁警備局が原告らの情報を保有していると主張するが、そもそも、甲第1号証は、岐阜県警において作成したものではなく、シーテック社において作成したとされる議事録であるから、仮に、甲第1号証記載の日時・場所において、岐阜県警の警察官がシーテック社従業員と会っていた事実があったとしても、その際の岐阜県警の警察官の発言内容等が正確に記載されているのか否か、甲第1号証どおりの発言があったのか否かは不明であり、その記載内容の真実性につき、原告らの立証が十分にされているとは到底いえない。

また、原告らは、甲第1号証において、シーテック社側の発言内容として記載されている事項についてまで、岐阜県警及び警察庁警備局が保有していると主張しているが（原告ら第15準備書面第2及び3・5ないし25ページ）、ある情報に接したとしても、その情報を保有するかどうかは次元の異なる問題であって、必要な情報ではないものと判断して保有しない場合も当然にあり得るのであるから、甲第1号証のこのような記載については、岐阜県警及び警察庁警備局が上記発言内容にかかる事項を保有している根拠にはなりえない。

さらに、都道府県警察は、収集した情報の全てを警察庁に報告しているわけではないから、仮に、ある情報について岐阜県警の保有事実が認められたとしても、同一の情報を警察庁警備局が保有していることに直ちにはならない。

したがって、警察庁警備局が、原告らが抹消を求めている原告らに係る情報を保有していることにつき、十分な立証がされているとはいえず、原告らの被告国に対する抹消請求を認める余地はない。

第3 仮に、警察庁警備局が原告らの個人情報と認定されたとしても、その抹消請求が認められるものではないこと

- 1 被告国第4準備書面第2の1（2及び3ページ）で述べたとおり、被告国は、原告らが警察庁警備局が保有すると主張する個人に関する情報について個別に認否しない。
- 2 仮に、これらの情報を警察庁警備局が保有していると認定されたとしても、その抹消請求が認められるものではない。

すなわち、被告国第1準備書面第4の2(2)（10及び11ページ）で述べたとおり、プライバシーに関わる事項について、人格権に基づく抹消請求を認め得る余地があるとしても、一般に、国や公共団体は、その行政目的を達成するため、法令の範囲内において、情報を収集し、収集した情報を保管、利用し、抹消する権能を有しており、当該情報が個人の肖像権やプライバシーに関わる

からといって、当然に人格権に基づく抹消請求が認められるものではないから、国又は公共団体の保有する個人に関する情報の収集手続に違法があり、国又は公共団体が当該情報の保管、利用を継続することが社会通念上許容されないと認められる場合に限り、当該個人は、人格権に基づき、当該情報の抹消を請求することができるかと解すべきである（東京地裁平成25年5月28日判決・判例地方自治379号57ページ）し、当該情報の保管、利用を継続することが社会通念上許容されないと認められる場合かどうかの立証責任は原告らにある。

そして、原告らが2020（令和2）年2月28日付け原告第20準備書面（以下「原告ら第20準備書面」という。）第2の2：4ないし7ページにおいて引用する仙台高等裁判所平成28年2月2日判決（判例時報2293号18ページ、以下「平成28年仙台高裁判決」という。）も正当に判示するとおり、行政機関が行う情報収集活動について、常に個々の法律上の明文規定が必要とまでは解されないのであって、収集の対象となる情報に個人に関する情報が含まれるとしても、そのゆえをもって直ちに個人の人格に関する権利利益が侵害されたということとはできず、その法令上の根拠が明らかでないからといって、直ちに、その収集行為が当該個人に対する関係で違法であるということとはできない。

- 3 本件についてみると、原告らは、警察庁警備局が保有するという原告らの個人情報のうち、違法に収集したものが何であるのか、その情報をどのように収集したのか、いかなる理由でその収集が違法といえるのかを具体的に主張せず、また、原告らの個人情報の収集手続の違法性を何ら立証せず、警察庁警備局による原告らの一切の個人情報の保有が違法である（訴状第3の3(2)・8ページ）として、情報の抹消を求めているのである。

そうすると、原告らの請求が失当であることは明らかであり、原告らの抹消請求を認める余地はない。

第4 原告らの抹消請求は、抹消を求める対象の情報が特定されていない以上、これを認容する余地はないこと

被告国は、原告らの抹消を求める情報の対象が特定されていないとして、原告らの被告国に対する請求に係る訴えは不適法であり、却下されるべきであると主張しているところであるが、訴えの適法性の点は措くとしても、抹消を求める情報の対象について、訴えが適法か否かという次元で必要となる特定の程度と、請求を認容できるか否かという本案の次元で必要となる特定の程度は必ずしも同じではないと解されることからすると、本件においては、後者の特定の程度においても、およそ特定が不十分である。

すなわち、上記第3でも述べたとおり、国又は公共団体の保有する個人に関する情報の収集手続に違法があり、国又は公共団体が当該情報の保管、利用を継続することが社会通念上許容されないと認められる場合に限り、当該個人は、人格権に基づき、当該情報の抹消を請求することができるものと解すべきところ、国又は公共団体が保有している情報は情報ごとに収集の方法等が異なるものであり、抹消を求める情報の特定が不十分であれば、当該情報の収集手続に違法があるのか判断できないから、請求が認容される余地はない。

この点、例えば、原告三輪について、「原告三輪と原告船田の交友関係に関する情報」（原告ら第15準備書面・15ページ）、「原告三輪と日本共産党とが何らかの関わりを持っていると決めつける根拠となる情報」（前同）、「原告三輪の市民運動以外の社会生活に関する情報」（同16ページ）、原告松島について、「原告松島と日本共産党とが何らかの関わりを持っているとの情報」（同18ページ）、「原告松島の私生活及び社会生活に関する情報」（前同）、原告近藤について、「原告近藤の日常の動静に関する情報」（同20ページ）、「原告近藤の私生活に関する情報」（同22ページ）、「原告近藤の社会生活についての情報」（前同）、原告船田について、「原告船田についての日常生活に関する情報」（同23ページ）、「原告船田の交友関係に関する情報」（同24

ページ)、「原告船田の私生活及び社会生活に関する情報」(前同)などは、具体性を欠き、対象の特定の仕方が曖昧であり、特定不十分であると言わざるを得ない。

このように、原告らが抹消を求める対象の情報として主張するもののうちのかなりの部分は、特定不十分であり、それのみでも原告らの請求は棄却を免れない。

第5 原告らが抹消を求める対象の情報は、プライバシーとしての要保護性があるとはいえないこと

仮に、原告らが抹消を求める対象の情報が十分に特定されたとしても、プライバシーとしての法的保護の対象となるかは、一般人の感受性を基準に判断すべきであり、具体的な情報がプライバシーとして保護されるべきであるとされるためには、①個人の私生活上の事実又は情報で、周知のものでないこと、②一般人を基準として、他人に知られることで私生活上の平穩を害するような情報であることが必要であると解される(杉原則彦・「最高裁判所判例解説民事篇平成15年度」489ページ)。

しかしながら、原告ら訴訟代理人すら「本件で収集等された情報は、当事者が積極的に配したもの(新聞折り込みをしたチラシなど)や新聞紙上に掲載された記事からのものや、市民活動歴など、概して私事性や秘匿性が高くないものが多く含まれている。」と論じているように(「法学セミナー」平成28年11月号21ページ)、本件において、原告らが抹消を求める対象の情報であるとして主張するものは、いずれも既に公表済みであるなど私事性や秘匿性が乏しく、一般人の感受性を基準に判断すれば、他人に知られることで私生活上の平穩を害するような情報であるとはいえず、プライバシーとしての法的保護の対象となるものとはいえない。

すなわち、原告らが主張する情報の大部分は、原告らの市民運動歴に関する

ものであるところ、市民運動は、自らの思想信条を世間に周知し、同心させることを目的とする対外的な活動であることから、その性質上、必然的に公開性を伴うのであって、市民運動歴に関する事項は、非周知であるとはいえないし、秘匿性が乏しく、一般人の感受性を基準に判断すれば、他人に知られることで私生活上の平穩を害するような情報であるとはいえないから、プライバシーとしての法的保護の対象となるものとはいえない。

また、株式公開会社における株主総会における発言内容についても、公衆の面前での発言であり、非周知であるとはいえないし、秘匿性が乏しく、一般人の感受性を基準に判断すれば、他人に知られることで私生活上の平穩を害するような情報であるとはいえないから、プライバシーとしての法的保護の対象となるものとはいえない。

そして、その余の情報についても、必ずしも非周知であるとはいえないし、一般人の感受性を基準に判断すれば、他人に知られることで私生活上の平穩を害するような情報であるとも言い難い。

そのほか、原告らが抹消を求める情報の要保護性については、相被告岐阜県の準備書面(5)の主張を援用する。

第6 原告らが引用する裁判例は、原告らの被告国に対する請求を認める論拠にはならないこと

原告らは、原告ら第20準備書面において、平成28年仙台高裁判決及びその原審である仙台地方裁判所平成24年3月26日判決(判例時報2149号99ページ)を引用する。

しかしながら、そもそも、上記仙台地方裁判所判決は、当該訴訟における原告らに関する情報の収集、利用、保管等の差止請求に係る訴えを不適法であるとして却下し、平成28年仙台高裁判決もこの点の原審の判断を是認しているのであるから、いずれも、原告らの抹消請求の論拠にはなり得ない。

また、平成28年仙台高裁判決は、あくまで情報収集行為が国賠法上違法性を有するか否かの論点に關してであり、抹消請求の当否の判断に直ちに当てはまるものではないが、「この点を判断するにあたっては、情報収集行為の目的、必要性、態様、情報の管理方法、情報の私事性、秘匿性の程度、個人の属性、被侵害利益の性質、その他の事情を総合考慮する必要がある」と判示しているところ、この判示基準に照らしても、上記第5で述べたとおり、原告らが主張する情報は、私事性・秘匿性が乏しいのであるから、原告らの主張するところの岐阜県警警備部の原告らに關する情報の収集行為が違法であるとはいえず、原告らの情報抹消請求を根拠付けるものではない。

第7 結論

以上のとおり、原告らの被告国に対する本件訴えは不適法であるから、速やかに却下されるべきであるが、仮に本案に關する審理がなされたとしても、原告らの被告国に対する請求は理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

第8 2020（令和2）年3月9日付け原告第22準備書面5・6ページの求釈明について

1 釈明事項(1)について

被告国第4準備書面第2の1（2及び3ページ）及び前記第3で繰り返し述べているとおりである。

2 釈明事項(2)について

前記第3で述べたとおりである。

以上